

# 特殊詐欺ニュース

## 詐欺はがきに注意！

### 【シールをはがした後のはがきの文面】

#### 民事訴訟最終告知書

令和2年2月6日

訴訟番号 令和2年 (ワ)第[ ]号

下記請求事件について告知人は、被告知人に対して訴訟を告知する。

#### 第1告知の理由

1 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。

2 よって、告知人が当該訴訟において敗訴するときは被告知人に対し損害賠償の請求をすることができるので、民事訴訟法により上記訴訟を告知する次第である。

#### 第2 訴訟の程度

上記訴訟において、告知人は令和2年1月25日訴状の通達を受け、かつ令和2年2月25日、午前10時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

#### 第3 訴訟の取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて承っておりますので局員までお問合せ下さい。

このまま連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達により出廷命令が送付されます。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして最終通知とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 令和2年2月15日

東京都千代田区[ ]

法務局認定法人 民事訴訟通達管理機構

(民事第一部)03-[ ]

電話受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

情報保護シール

「情報保護シール」と書かれたシールが貼ってあります。

### 【はがきの内容】

- 民事訴訟最終告知書
- 請求事件について訴訟を告知
- 訴訟要旨は消費料金未納
- 連絡なき場合、出廷命令

保護シールが貼られた詐欺はがきが出回っています。  
連絡先には絶対に連絡しないで下さい！  
詐欺はがきが届いたら警察に連絡して下さい！！

旭川東警察署